家畜保健衛生だより

令和3年度 第12号

養鶏農家の皆様 飼養衛生管理基準が改正されました!

令和3年10月1日付けで飼養衛生管理基準が改正されました。今回の改正では、『大規模所有者が講ずる措置』と『埋却等に備える措置』の項目が強化され、また家畜の飼養者は神奈川県が定める<u>飼養衛生管理指導等計画</u>の規定を踏まえて家畜を飼養することが明記されました。

この機会にいま一度基準を遵守できているかを確認し、新たな項目への対応 をお願いします。一部の取組については猶予期間が設定されていますが、早め に対応しておきましょう!

改正後の新しい基準については、以下の HP で詳細をご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

(農林水産省のトップページから、キーワード「飼養衛生管理基準」で検索)

改正された主な項目

大規模所有者 (鶏及びうずらの場合は 10 万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合は 1 万羽以上) が講ずる措置

- ●大規模農場の家きん舎ごとの飼養衛生管理者の配置
 - ✓家きん舎ごとに担当の飼養衛生管理者を選任することを義務付け
 - ✓同一の衛生管理者が複数の畜舎を担当する場合には、鶏及びうずらの場合は10万羽、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合は1万羽までが上限
- ●大規模農場の事前の発生対応計画の策定
 - ✓家きんの羽数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると知事が認める家畜所有者は、発生に備えた対応計画を策定することを義務付け

埋却等に備えた措置

家畜所有者は…

- ✓埋却等に備えた措置として、埋却地または焼却施設を確保すること
- ✓上記が困難な場合は、代替措置として埋却・焼却・化製に係る都道府県が求める取り 組みを実施すること
 - ∼都道府県が求める取り組みとは?~
 代替措置(焼却施設との事前協定締結等)について家畜所有者と共同して対応すること

知っていますか?『飼養衛生管理指導等計画』

- ✓法令に基づき神奈川県が定めた飼養衛生管理基準の指導方針です
- ✓特に守ってもらいたい重点指導項目を家畜種ごとに策定しています。
- ✓ 鶏及びその他の家きんの重点項目は9項目です

-M

鶏及びその他の家きんの重点項目(主な内容、詳しくはお問い合わせください)

- ・家きんの所有者の責務の徹底
- 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底
- 記録の作成及び保管
- ・衛生管理区域に関する事柄(5項目)
 - ①区域の適切な設定
 - ②区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
 - ③家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用の徹底
 - ④野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
 - ⑤区域内の整理整頓及び消毒
- 特定症状が確認された場合の早期通報



など…

※特定症状…同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間(その日から遡って21日間)における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。

ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

今年度の計画は、神奈川県の HP に掲載されています (キーワード「神奈川県 飼養衛生管理指導等計画」で検索)

ご不明な点は家畜保健衛生所までお問い合わせください!

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345 TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679